

## 令和4年度以降の学校選択制の方針について

### 1 選択できる学校の範囲は現行の隣接校方式を継続するが、一部の選択範囲を変更する。

選択できる学校の範囲については、選択制により入学した児童生徒の保護者からの意見の83%が現行の隣接校方式を支持するものでした。学校からの意見についても77%が現行の隣接校方式を支持するものであり、選択範囲を拡大することによる登下校の安全性の問題等への懸念が示されました。については、今後も隣接校方式を継続します。

また、学校からの意見として、北光小学校から「橋梁で北光小といずみ野小が隣接しているが、いずみ野小から北光小が選択できない」と指摘がありました。北光小学校は3つの橋梁（石狩大橋、新石狩大橋、美原大橋）で他校区と接続しており、これまでは校舎に最も近い石狩大橋で校区が接している江別第一小に加え、近接するいずみ野小学校を選択できる学校としておりました。

今回、新石狩大橋で接しているいずみ野小学校から北光小学校を選択可能とし、美原大橋で接している北光小学校と江別太小学校を双方から選択可能とする選択範囲の改正を行い、令和4年度入学予定者から適用します。

### 2 選択できる学年は、現行の「小中学校の新1年生及び市外からの転入者を対象」とする取扱いを継続する。

選択できる学年については、選択制により入学した児童生徒の保護者の54%及び学校の意見の60%が現行制度を支持するものでした。一方、今後小学校に入学予定の子どもの保護者からの意見の59%が対象学年を拡大することを支持しており、より柔軟な対応を求めるものでした。

対象学年を拡大することを支持する意見もありますが、学級編制への影響や指導の一貫性が確保されない等、学校運営への影響を考慮し、選択できる学年を「新1年生及び市外からの転入者を対象」とする現行制度の取扱いを継続します。

### 3 今後の学校選択制の検証

入学する小中学校は、学校教育法施行令第5条により住所に基づき指定しますが、江別市立小中学校においては、「江別市立小学校及び中学校の学校選択に関する実施要綱」に基づき、希望があれば指定校以外の学校に通学することを認めています。

学校選択制について、保護者からは現行制度を支持する意見がある一方で、選択範囲や選択時期の拡大を望む意見もあります。また、小中学校からは通学の安全性の問題や学級編制上の問題等が懸念されています。

以上のことから、学校選択制の在り方については引き続き5年に1回の検証を行います。

以上